



さくら通信4月号

町長の犯罪

2008年4月 No. 40



N町の町長による公金横領事件に関わって1年を経過した。町長による4億円超の横領ということでマスコミを賑わした事件である。刑事事件としては個人の犯罪ということで既に終結している。我々外部委員5人の任務は、犯罪防止のためのチェック体制（議会、町役場、監査委員、指定金融機関等）が機能しなかった理由の解明と、再発防止のための提言である。近く報告書が完成する予定である。 (竹内)



印紙税の税務調査

印紙税の税務調査は、通常、法人税や消費税と同時に行われます。税務調査で契約書などの課税文書に印紙を貼っていないことが判明すると、原則として、本来納付すべき印紙税額の3倍の過怠金が課されることとなっています。

(ただし、税務調査以前に自主納付すれば、1.1倍に軽減)

ところで、最近では、契約書がデータで作成されることも少なくありませんが、印紙税は、「紙に印刷された文書」に課税され、データで交わされた契約書には課税されません。

ただ、それを印刷して関係者間で取り決めをし、署名・押印があるといった場合は課税されるといわれています。 (大寺)

平成19年分確定申告の振替納付日が、所得税は4月22日(火)・消費税及び地方消費税は4月24日(木)となっていますので、ご確認をお願いします。

裏面も御覧下さい

◎労働保険の年度更新の手続きについて

平成19年度分の確定保険料と平成20年度分の概算保険料の申告・納付手続きは、
4月1日(火)～5月20日(火)までとなっています。
 算定の基礎となる賃金は、下表を参考にしてください。

賃金総額に参入するもの	賃金総額に参入されないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・基本給、固定給等基本賃金 ・超過勤務手当、深夜手当、休日手当等 ・扶養手当、子供手当、家族手当 ・宿・日直手当 ・役職手当、管理職手当等 ・地域手当 ・住宅手当 ・教育手当 ・単身赴任手当 ・技能手当 ・特殊作業手当 ・奨励手当・物価手当 ・調整手当 ・賞与 ・通勤手当 ・定期券、回数券等 ・休業手当 ・雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ・住居の利益（社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し、均衡上住宅手当を支給する場合） ・いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部または一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業補償費 ・結婚祝金 ・死亡弔慰金 ・災害見舞金 ・増資記念品代 ・私傷病見舞金 ・解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの） ・年功慰労金 ・出張旅費、宿泊費等（実費弁済的なもの） ・制服 ・会社が全額負担する生命保険の掛金 ・財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ・創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給されている場合を除く） ・チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ・住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ・退職金（退職を事由として支払われる場合であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職金に一時金として支払われるもの）

なお、労働保険事務組合へ委託されている事業主の方は、当事務所で手続きいたしますので、速やかに賃金等の報告を行って頂きますようお願い致します。

(大村)



表面も御覧下さい

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181